

補装具費支給制度の概要

【制度の概要】

※「身体障害者福祉法」(昭和25年度)「児童福祉法」(昭和26年度)を、障害者自立支援法で一元化(平成18年10月)

1. 目的

- ① 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること
- ② 障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長すること

2. 実施主体…市町村

3. 対象者…補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）

4. 申請方法…障害者又は障害児の保護者が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、「補装具」の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額を除いた額（補装具費）の支給（※）を受ける。

※補装具費の支給は、障害者総合支援法第6条に基づく自立支援給付の一つである。

【補装具とは】

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるもの。

○厚生労働省令で定める基準… 次の各号のいずれにも該当するもの。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

○厚生労働大臣が定めるもの…具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

【身体障害者・身体障害児共通】…義肢 装具 姿勢保持装置 視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 人工内耳（修理のみ）

車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）重度障害者用意思伝達装置

【身体障害児のみ】…座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

【費用負担】

(1) 公費負担…国：50／100、都道府県：25／100、市町村：25／100

(2) 利用者負担…原則1割であるが、世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- ただし、障害者又はその配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には補装具費の支給対象外。
- 生活保護への移行防止措置あり

補装具イメージ集



義肢

※筋電義手…筋収縮時に発生した皮膚表面で計測される表面電位を用いて制御する電動義手



上肢装具

下肢装具

装具



姿勢保持装置



車椅子

歩行補助つえ

電動車椅子

歩行器

肢体不自由者の補装具



視覚障害者安全つえ



眼鏡



義眼

視覚障害者の補装具



補聴器

人工内耳用音声信号
処理装置(修理に限る)

聴覚障害者の補装具



重度障害者用意思伝達装置



排便補助具

頭部保持具

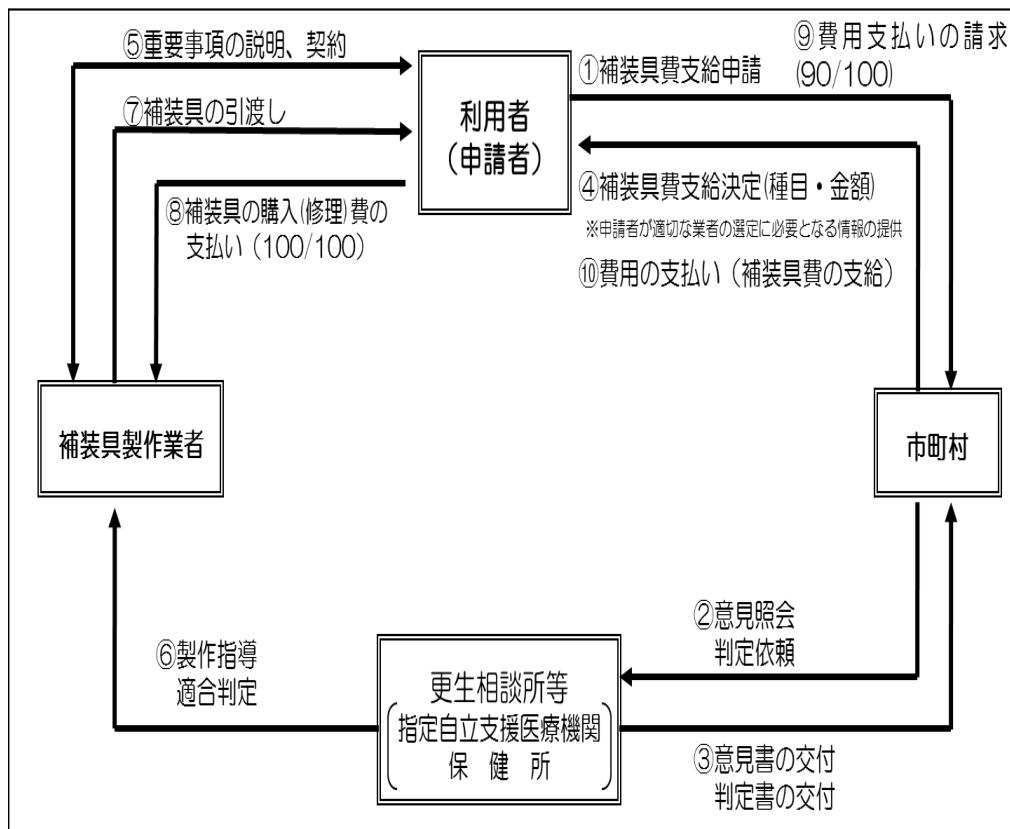
座位保持椅子

起立保持具

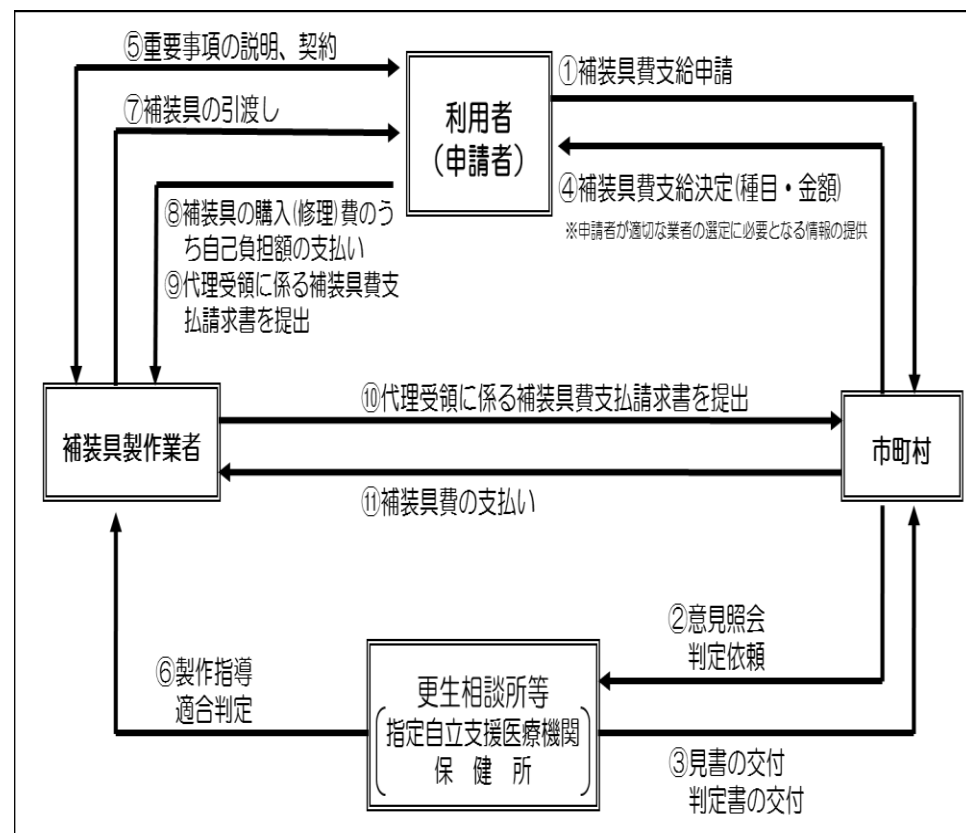
障害児の補装具

補装具費の支給の仕組み

償還払い



代理受領



身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具が必要、と判断されれば、「特例補装具」として支給可能。

補装具とは

障害者総合支援法（2005年法律第123号）第5条第25項に規定する補装具とは、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるもの*」であり、具体的には厚生労働省告示第528号で定めている。

- ① 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。（障害者総合支援法施行規則第六条の二十より）

*厚生労働大臣が定めるもの

具体的には厚生労働省告示第528号「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を定めている。

補装具費支給制度の借受けについて

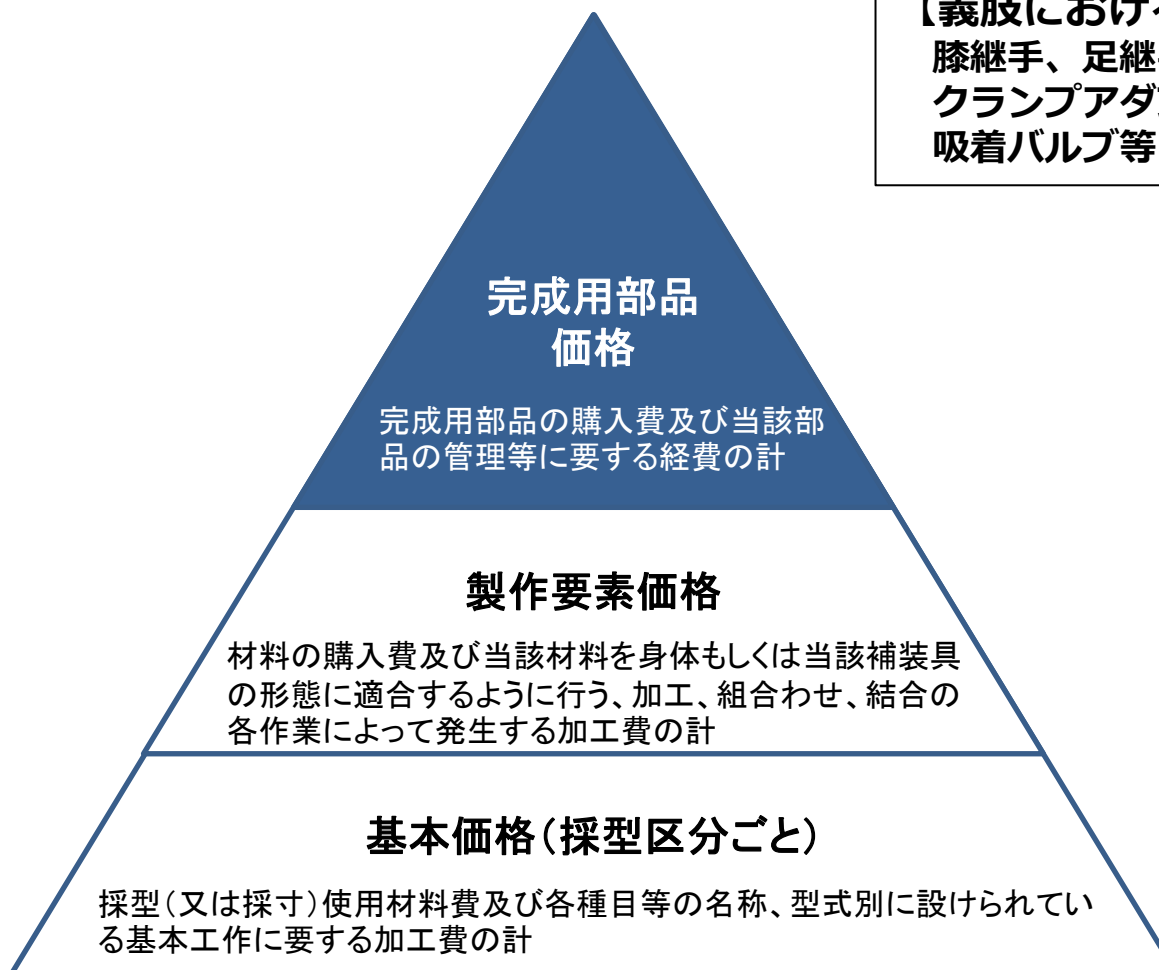
- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「借受け」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

具体的内容（借受けが適当である場合）

場面	対象種目等
①身体の成長に伴い、補装具等の短期間での交換が必要であると認められる場合	● 姿勢保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 姿勢保持装置…自力で座位姿勢を保持できない方等が安定した座位を保持するための用具 ● 歩行器 歩行器…歩行機能を補うため、移動時に体重を支える用具 ● 座位保持椅子 座位保持椅子…姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用する用具 
②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合	● 重度障害者用意思伝達装置（本体のみ） 重度障害者用意思伝達装置…重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者が意思の伝達を行うための用具。 ※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する場合があることに留意する。 
③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合	● 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品 完成用部品…義肢装具および姿勢保持装置を完成させるのに必要な部品 義肢…上肢又は下肢に欠損のある方の欠損を補完し、又は失われた機能を代替するための用具。義手、義足。 装具…上肢若しくは下肢又は体幹の機能に障害のある方の機能を回復させたり低下を抑制したその機能を補完したりするための用具。 

補装具費(義肢・装具、姿勢保持装置)の基準額構成

義肢・装具・姿勢保持装置は、身体部位による装具の区分・名称と採型区分等にしたがって、告示及び通知に定める基本価格、製作要素価格、完成用部品価格のそれぞれの価格構成要素を組み合わせた額を基準とすることとされている



【義肢における完成用部品の例】

膝継手、足継手、ソケットアダプタ、チューブ、クランプアダプタ、ターンテーブル、足部、吸着バルブ等



完成用部品の定義

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に定められた義肢・装具・姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作・完成させるための部品。

➤ 留意事項

- 装具(レディメイド)として申請しているかどうかにかかわらず、装具として完成しているものは完成用部品に該当しない。ただし、装具(レディメイド)の修理に必要な部品は除く。
- 告示に定める各付属品のうち、車椅子のクッション等、加工の必要がないもの、又は一般に市販されているものは完成用部品に該当しない。ただし、修理に必要な部品は除く。
- 採寸等により製作するいわゆる外注品(セントラルファブリケーションで製作するものを含む。)は完成用部品に該当しない。ただし、完成用部品と製作要素が一体となったもの(例:コスメチックグラブ)は除く。
- 告示の上限価格により算定すべきもの(製作要素価格が設定されているものと機能の差異が認められないカットアウトテーブル、ベルト等)は完成用部品に該当しない。